

鹿島市訓令甲第 26 号

鹿島市耐震診断事業費補助金交付要綱の特例に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって既存耐震不適格建築物をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の $1/2$ 未満のもの）を含む。以下同じ。）の耐震診断のうち、所有者等（住宅の所有者及び所有者の代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等をいう。以下同じ。）が自ら居住する住宅の耐震診断について、鹿島市耐震診断事業費補助金交付要綱（鹿島市訓令 第 号。以下「交付要綱」という。）の特例を定めるものとする。

(補助率の特例)

第 2 条 特例期間においては、住宅の耐震診断における交付要綱別表 2 の補助率の適用については、補助率欄中「 $3/2$ 」とあるのは、「 $6/5$ 」とする。

(アンケート調査等への協力)

第 3 条 この要綱の適用を受けて耐震診断を実施した住宅を所有する者は、住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力すること。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。